

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 渋川市長 高 木 勉

審査請求人が平成30年5月7日に提起した処分庁による審査請求人の亡父所有の家屋に対する処分（固定資産税の課税）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求は、却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 平成30年4月13日、処分庁は、[REDACTED]所有の固定資産に係る平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書（通知書番号1738）（以下「納税通知書」という。）を納税義務者である[REDACTED]に送付した。
- 2 同年5月1日、審査請求人は、納税通知書と併せて交付する平成30年度土地・家屋課税資産の明細（その1）（以下「課税明細書」という。）項番2及び項番3の資産（以下「本件建物」という。）の所在地番について、[REDACTED]  
[REDACTED]を取り消し、[REDACTED]とする裁決を求める審査請求をした。
- 3 処分庁は、本件建物の大部分が[REDACTED]の土地に所在して

いることを確認したため、同月 24 日、課税台帳に登録する所在地番を [REDACTED] [REDACTED] に修正し、修正後の課税明細書を審査請求人に送付した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の本件審査請求に係る主張は、概ね次のとおりである。

処分庁が、本件建物の所在地番を [REDACTED] としているのは、現況の一部をとらえた皮相的な判断である。

本件建物のうち項番 2 は、登記がされており、登記簿の所在地番（渋川市 [REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]）と [REDACTED] との関連を説明できない。本件建物の所在地番は、登記簿の所在地番の分筆、合筆及び本件建物の曳家の経緯から [REDACTED] が妥当である。

### 2 処分庁の主張

本件建物は、その大部分が [REDACTED] に所在していることが確認できたため、課税台帳に登載する所在地番を同地番に修正し、平成 30 年 5 月 24 日に修正後の課税明細書を請求人に送付した。

審査請求の目的を既に達成しているため、本件審査の請求の却下を求める。

## 理 由

### 1 本件審査請求の適法性について

(1) 審査請求人は、請求の趣旨において「課税明細書に記載された本件建物の所在地番を、[REDACTED] を取り消し、[REDACTED] とする」との裁決を求めている。

(2) 行政不服審査法による不服申立ては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）を対象としており、ここにいう処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認



を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解されている（最高裁昭和53年3月14日第3小法廷判決）。すなわち、審査請求の利益が認められるためには、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれ」という、当該処分の法的効果が現に存在していることが必要であると解される。

(4) しかしながら、課税明細書における所在地番の表記を処分の一部として捉えるとしても、処分庁は、課税台帳に登載する所在地番を [REDACTED] [REDACTED] に修正し、審査請求人の請求のとおり課税明細書における所在地番を同地番に修正していることから、本件審査請求によって回復すべき審査請求人の権利又は法律上保護された利益は、存在しなくなった。

(5) したがって、現時点では、本件審査請求の目的は消滅しているため、不適法として却下を免れない。

### 3 審査請求人の反論について

反論書における審査請求人の疑義は、主に①家屋課税台帳と土地・家屋名寄帳（兼課税台帳）との差異、②登記事項証明書と課税台帳の整合性、③本件建物に対する地方税法第381条第7項の適用の要否などである。

これらの疑義は、単に課税に対する疑問であり、審査請求人に対して権利義務を発生させるような処分には当たらず、処分庁が説明責任を果たすべき事項である。

### 結 論

以上のとおり、本件審査請求は、処分性がなく審査請求できない事項に対するものであり、かつ、その目的は消滅しており不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年7月6日

審査庁 渋川市長 高 木 勉

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。